

管下師磨郡八木村及白濱村ニ於ケル揚題爭議ニ関  
シテ八客年八月幾生以來屢ニ申(通)報致置候惠共、  
後本月二日ニ至リ塩專賣局八木村派出所主席書  
記出川市次ハ之カ調停ノ勞ヲ執ラント今日小作人等  
ヲ塩業組合事務所ニ集合セシメ本年度(十三年度)分  
ニ對スル要求事項ハ暫時留保スルコト、シ先ツ前年  
度(十一年度)分ノミノ調停案トシテ

収獲高ト其被害程度ヲ精査シ其ノ程度ニ應ジ最  
大ニ割減最低一割五分減トシテ地主ニ交渉シテハ如何ト提  
案シ種々協議ヲ遂ケタル結果該案ニ依ルコトニ協定  
地主側ニ折衝ヲ試ミタルカ地主側ハ到底該要求ヲ容ル、  
気色ナキヲ以テ尔来小作人ハ更ニ作業ニ從事スルモノナキ  
ノミナラス昨年末迄塩賠償價格百斤ニ付三円二十五銭

ナリシガ本年一月一日ヨリ三圓九銭ニ十六銭値下ケセラレ  
為ニ減収ヲ免レサルハ際カナル事實ニシテ近ヒテハ労働者  
ニ對シテ賃銀値下ヲ為サレ可カラサル立場ニ至レルヲ以テ  
小作人ハ勿論労働者ニ對シテモ一大脅威ヲ與ヘントスル  
状態ナルヲ以テ小作人等ハ之ヲ解決ノ速カラントナ  
懇望セル模様ナリ

一方該爭議ノ久シキニ弥ル關係上同村日用品小賣店  
人等ハ客年来賣料代金ノ集金ニ困頓セルヲ以テ此ノ  
際一齊ニ之カ請ホヲサント寄々協議中ナルモノ、如ク  
斯クテハ該爭議ノ波及スル處甚大ニシテ村治上自  
慮ニ堪ヘサル現象ノ招来ヲ惧レ曩ニ調停ノ勞ヲ執  
リタルモ遂ニ不調ニ終リ形勢觀望中ナリシ八木村長  
中沢松治郎白濱村長浜口典三松等ハ袖手傍